

「第6次岡山県人権政策推進指針（素案）」に対する 県民意見等の募集結果について

令和7年11月14日から令和7年12月15日までの間、「第6次岡山県人権政策推進指針（素案）」について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の43件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。
貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

指針全体

番号	意見の要旨	県の考え方
1	指針策定から25年間の成果と課題がまとめられていない。 今回の指針に反映できないのであれば、第5章推進体制の中に、次期指針には生かしていく旨を挿入すべきだ。	指針全体の成果や課題は、第1章「1指針策定の趣旨」や「2人権をめぐる国内外の取組」で記述し、各人権課題の成果等は、それぞれの「現状と課題」で記述しています。
2	第6次指針には、県民意識調査では掌握できない県民の人権上の課題が反映されていない。第7次指針策定に向けて、県民の人権状況を反映したものとするための推進体制を確立されたい。	県では、県民意識調査の結果以外にも、日常業務の中で、県民や諸団体からご意見をお聴きし、様々な人権課題の把握に努めており、それらを踏まえた指針に基づき、第5章に掲げる体制で人権施策を推進してまいります。
3	公権力による県民への人権侵害に対する人権保障政策を具体的に明記すべきだ。	公務に従事する者が、基本理念「共生社会おかやま」の実現の下、人権について理解し、人権尊重の視点から業務に当たることができるよう、第3章「1人権尊重の視点に立った行政」で記述しています。
4	行政の憲法上の人権保障義務に言及せず、人権保障の論点を市民間の差別問題に偏向させている。積極的に市民の権利を保障する行政側の責務を明確に示すべきだ。	指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」等を踏まえ、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示すものです。

番号	意見の要旨	県の考え方
5	人権政策審議会は、県民や諸団体などから、人権問題の今日的現状や課題を直接聴取する機会を設けるべきだ。	県では、日常業務の中で、県民や諸団体からいただいた人権課題等についてのご意見を、適宜、人権政策審議会に報告、説明しています。
6	指針は誰にどう活用され、その成果はどこに表れているのか。第5章推進体制の中に、その旨を挿入すべきだ。	指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示すものです。第5章で記述のとおり、全庁的な推進体制の下、国、市町村、民間と一層連携・協力し、人権施策を総合的、効果的に推進するため活用しています。 指針全体の成果は、第1章「1指針策定の趣旨」や「2人権をめぐる国内外の取組」で記述し、各人権課題の成果は、それぞれの「現状と課題」で記述しています。
7	今日の人権課題を的確に把握し課題解決に結び付く道筋を提案できるものにされたい。そのために、第5章推進体制の中に、次期改定時に向けた諸準備を早くから行う旨を明記すべきだ。	第2章で記述のとおり、社会経済情勢等の変化を考慮し、必要に応じ指針の見直しを行うこととしています。

第1章 背景

番号	意見の要旨	県の考え方
8	第2章以降の各章に、日本国憲法や包括的規定としての自由権、平等権、社会権などの文言やそれらを想起させる内容がみられないのはなぜか。 国際的な潮流としてジェンダーフリーは定着しつつあり、日本でもこうした流れは広がりをみせている。背景以降の文章にもこれらの点は出てこない。ジェンダーは県の人権政策として反映されないのである。	指針では、第1章の憲法規定等を踏まえ、第2章で基本理念として「共生社会おかやま」の実現を掲げるとともに、第3章以降で各人権課題の解決に取り組むことを記述しています。 また、すべての人が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う社会の実現に向けては、主に第4章2「(1)女性」で記述しています。

番号	意見の要旨	県の考え方
9	<p>基本的人権として、憲法前文や第97条も極めて大切な明記すべきだ。</p> <p>また、第13条と第14条を包括的な規定とし、自由権、平等権、社会権などを具体的な保障規定と記載しているが、その意味が伝わらない。</p>	<p>「1指針策定の趣旨」では、憲法がすべての国民に基本的人権を保障していることを記述しています。</p> <p>なお、憲法前文や第97条については、第5次指針同様に、指針の資料編に掲載します。</p>
10	<p>人権施策を「総合的」に推進するとはどういう内容か示されたい。</p> <p>行政機関が憲法や地方自治法に基づき、県民の人権を最優先に位置付けて、その視点から施策を展開すべきだ。</p>	<p>基本理念「共生社会おかやま」の実現を目指し、第5章で記述のとおり、全庁的な推進体制の下、国、市町村、民間と一層連携・協力し、人権施策に取り組んでまいります。</p>
11	<p>指針は、人権教育推進プランや晴れの国おかやま生き活きプランにどう関連させ、生かしているか。</p> <p>また、PDCAサイクルの実施を指針策定にどう生かしているか。</p>	<p>県の最上位計画「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン」で、「人権尊重の社会づくりの推進」を掲げ、総合的な人権施策を推進することとしています。</p> <p>これを受け、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示すものが指針です。</p> <p>人権教育推進プランは、指針を踏まえ、人権教育のさらなる充実を図るために作成しています。</p> <p>なお、指針は、第2章で記述のとおり、社会経済情勢等の変化を考慮し、必要に応じ見直しを行うこととしています。</p>
12	<p>日常的に県民から届けられる人権にかかわる要求を指針にどう生かしているか。内容を明示されたい。</p>	<p>県では、日常業務の中で、県民や諸団体からいただいた人権課題のご意見等も踏まえ、人権政策審議会にお諮りし、指針を策定しているところであり、第4章の各人権課題の「現状と課題」等で記述しています。</p>

番号	意見の要旨	県の考え方
13	4回にわたる県民意識調査の結果と課題を反省点も含め整理し、指針に正確に示されたい。	指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示すものです。 県民意識調査の結果等については、第1章2「(3) 県の取組」で記述するとともに、第4章の各人権課題の「現状と課題」等で記述しています。
14	県で教職員や警察官など公務員による様々なハラスメントが発生しているにもかかわらず、素案ではこれらについての言及がない。	指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示すものです。 公務員によるハラスメント等の防止については、第3章2(2)「エ特定の職業に従事する者への研修等」で記述しています。

第2章 基本的な考え方

番号	意見の要旨	県の考え方
15	「共生おかやま」の実現を目指として3つの社会像を示しているが、第3章以降の文脈にどう連動しているのか。	指針は、「第2章基本的な考え方」で、基本理念「共生社会おかやま」の実現について記述しています。 これは、第3章以降の人権施策推進の基本となる考え方を表したものです。
16	基本理念には「県行政が決して県民の人権を侵害しない」を明記すべきだ。	公務に従事する者が、基本理念「共生社会おかやま」の実現の下、人権について理解し、人権尊重の視点から業務に当たることができるよう、第3章「1人権尊重の視点に立った行政」で記述しています。

第3章 施策の推進方策

番号	意見の要旨	県の考え方
17	<p>人権尊重の視点に立った行政とは どういう意味か。</p> <p>また、体系的な職員研修の具体的な内容を示されたい。</p> <p>さらに、県民から人権侵害、差別的取扱いなどと指摘された事象で、県政として改善した具体的な内容を示されたい。</p>	<p>「1人権尊重の視点に立った行政」で記述のとおり、公務に従事する者が、基本理念「共生社会おかやま」の実現の下、人権について理解し、人権尊重の視点から業務に当たることができるよう、階層別の職員研修などに取り組んでいます。</p> <p>なお、指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示すものです。</p>
18	<p>「人権教育とは」、「人権感覚とは」、「人権教育を通じて育てたいもの」をそれぞれの観点と関連させたものとして整理して掲載されたい。</p>	<p>人権教育、人権感覚及び人権教育等を通じて育てたいものについては、2「(1)啓発・教育の在り方」で記述しています。県民一人ひとりが人権の意義や重要性を理解するとともに、様々な人権問題を自己のこととして捉える人権感覚を育み、日常生活における行動変容につなげることができるよう取り組んでまいります。</p>
19	<p>県民の学習したい人権内容、人権課題をどう把握し、啓発活動に生かしているか。その方策・実態と内容を示されたい。</p>	<p>啓発については、2「(1)啓発・教育の在り方」で記述のとおり、県民一人ひとりが人権の意義や重要性を理解するとともに、様々な人権問題を自己のこととして捉える人権感覚を育み、日常生活における行動変容につなげができるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、内容等は、社会経済情勢の変化や県民意識調査の結果、啓発講座終了時のアンケート等を踏まえ、決定しています。</p>

番号	意見の要旨	県の考え方
20	社会問題となっている企業等による長時間労働について、企業任せではなく、県民の人権保障の観点からも行政指導の徹底を明記されたい。	<p>労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外を行わせた企業に対しては、労働基準監督署から是正勧告等の行政指導を行っています。</p> <p>2（2）「ウ企業等における啓発・教育」で記述のとおり、県では、県内企業等における人権に関する理解促進と意識向上が一層図られるよう、国等と連携・協力し、情報提供や人権研修の実施などに取り組んでまいります。</p>
21	<p>県は情報提供や人権研修等を実施し、企業が公正採用・長時間労働のは正、ハラスメントの防止対策に自主的に取り組めるよう推進している。企業の自主的な取組の推進ではなく、県としてより具体的な考えを述べた上で、実効性のある施策を求める。</p> <p>第4章の各人権課題に労働者の人権が含まれていない。非正規労働者の問題や残業代の未払いについても記載すべきだ。また、長時間労働の問題については県として取り組む目標を持つべきだ。企業の自主的な取組を促すのではなく、県が目指すべき方向を指示すべきだ。</p>	<p>企業等には、社会を構成する一員として、人権や環境等に配慮して行動する「企業の社会的責任」を果たし、公正採用や長時間労働のは正、ハラスメント防止など、企業活動における人権を尊重した行動を取ることが求められています。</p> <p>県では、第3章2「（2）さまざまな場での啓発・教育」の中に「ウ企業等における啓発・教育」を位置付け、県内企業等における人権に関する理解促進と意識向上が一層図られるよう、国等と連携・協力し、情報提供や人権研修の実施などに取り組んでまいります。</p>
22	<p>行政職員、教職員、警察官などの犯罪行為やハラスメント行為を振り返り、研修が有効であったのかが問われている。</p> <p>研修などが適切に実施されていたにも関わらず、公務分野に従事する者による問題が生じているのはなぜか、この指針に照らして考えるべきだ。</p>	<p>指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示すものです。</p> <p>2（2）「エ特定の職業に従事する者への研修等」で記述のとおり、公務に従事する者が、基本理念「共生社会おかやま」の実現の下、人権について理解し、人権尊重の視点から業務に当たることができるよう、引き続き、資質の向上等に努めてまいります。</p>

第4章 課題別施策の推進

1 課題横断的な人権課題

(1) インターネット上の人権侵害

番号	意見の要旨	県の考え方
23	インターネット上の人権侵害について、「2各人権課題」のいくつかの箇所で再度インターネット問題として掲載しているが、重複部分は整理して記述すべきだ。	インターネット上の人権侵害については、特定の分野に限定されず、いずれの人権課題にも関連していることから、各人権課題の項におけるインターネット上の人権侵害についての記述は、当該課題を解決するために不可欠であると考えています。

2 各人権課題

(1) 女性

番号	意見の要旨	県の考え方
24	同性カップルを認めるのは世界的潮流だ。我が国でも、自治体がカップル証明書を交付し公的に夫婦と同様に扱うケースも見られるようになった。素案にこうした点を考慮すべきだ。	(10) 性的マイノリティの人々の項の「ア現状と課題」で、パートナーシップ宣誓制度等の導入状況について記述しています。 県では、性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、啓発等を推進してまいります。

(2) 子ども

番号	意見の要旨	県の考え方
25	子どもの人権については「児童の権利に関する条約」や「子ども大綱」に明記されている意見表明権が重要だが、記述が不十分だ。子どもを権利の主体として位置付ける上で最も重要な意見表明権を保障する施策の記述を補強すべきだ。	「ア現状と課題」に、社会全体で子育てをする気運の醸成やすべての子どもが意見を表明しやすい環境づくり等に取り組むことを追記します。

番号	意見の要旨	県の考え方
26	子どもの人権に関する「現状と課題」で「少子化」が記述されていることに違和感がある。少子化対策という場合、戦前の「産めよ増やせよ」のように、個人の人権より国家・社会の利益を上位に置くようなニュアンスを感じる。	子ども施策に関する事項を総合的に定める計画として「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」を策定しており、その背景や目的の一つとして少子化について触れているものです。 なお、少子化対策については、個人の考え方や選択を尊重しながら、若い世代の結婚や出産の希望をかなえるための取組を展開しています。
27	子ども自体が人権の主体であるとする「子どもの権利条例」制定を目指す記述が見られないのはなぜか。	県では、子どもの権利条約の精神にのっとり制定された「こども基本法」や国の「こども大綱」を踏まえ、子どもの社会参画や意見を表明する権利等を新たに盛り込んだ「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」を策定し、子どもの最善の利益の実現に向け取り組んでいるところであり、必要な施策は進められているものと考えています。

(3) 高齢者

番号	意見の要旨	県の考え方
28	65歳を境に、障害者への県の医療支援に格差がある。 65歳以上で障害者となった場合、安定した生活を営むことは困難になる。こうした困難な状況に陥った高齢者は、県が示す生活環境の整備や社会参加の促進と交流には結び付かないのではないか。	(4) 障害のある人の項の「ア現状と課題」で記述のとおり、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、引き続き、総合的、計画的な施策を推進していくこととしています。

(4) 障害のある人

番号	意見の要旨	県の考え方
29	<p>労働局長が認めた場合、企業は障害をもつ労働者について最低賃金を下回る賃金とすることができます。こうした状況下に置かれている障害者は「(エ)自立と社会参加の促進」で述べている内容は実現可能なのか。</p>	<p>減額の特例許可においては、岡山労働局長が個々の申請について、減額の特例許可の必要性や賃金額が適正であるか、具体的かつ客観的に事実を把握した上で、法令及び許可基準に基づいて慎重に判断し、許可すると聞いています。</p> <p>県では、障害のある人が地域で自立して生活できるよう、障害者就業・生活支援センターによる就業面及び生活面の一体的支援を促進するとともに、国や関係機関等と連携し、障害のある人の雇用を促進し、職場への定着に向けた環境整備に努めてまいります。</p>
30	<p>「心のバリアフリー」の問題も重要だが、その前に物理的なバリアフリーを県としてどう対策していくかが先ではないか。</p> <p>例えば無人駅を障害者が利用しようとすれば、何日も前からJR等に連絡しなければならない。また、65歳以降に障害者となった場合、障害者手帳を得られても県の障害者医療公費負担制度から除外される。</p>	<p>物理的なバリアフリーについては、イ(ウ)「④生活環境」で記述しています。</p> <p>また、イ「(オ)権利擁護の推進」で記述のとおり、令和6年4月から、民間事業者に対しても、合理的配慮の提供が義務化され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供について、周知啓発の取組を推進してまいります。</p> <p>なお、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、引き続き、総合的、計画的な施策を推進していくこととしています。</p>

番号	意見の要旨	県の考え方
31	<p>素案の該当ページに、下線部を追記されたい。</p> <p>P38 ア 現状と課題 障害のある人は、家族や地域社会の中で生活することや持てる能力を発揮し積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、さまざまな<u>障壁や差別、偏見</u>のために、<u>地域で暮らすこと 자체を阻まれ</u>、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等実現が困難なことがあります。</p> <p>P43 (オ) 権利擁護の推進 障害のある人の尊厳が重視され、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進など権利擁護のための必要な支援を行います。 「障害者差別解消法」等に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障害のある人への合理的配慮の提供がなされるよう取組を推進します。また、<u>地域で暮らすことが難しい状況にある精神障害のある人の権利を擁護していく取組を推進します</u>。また、障害のある人が安全安心な・・・</p>	<p>指針にある「さまざまな障壁」とは、注釈で記述したように、障害者基本法で定義されている社会的障壁を意味し、ご提案の「差別」「偏見」も含め、幅広く捉えています。</p> <p>また、障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、合理的配慮の提供の啓発等の取組を推進してまいります。</p>
32	<p>「心のバリアフリー」よりも、公共施設からバリアをなくすという姿勢、個々の障害の状況に応じて情報を伝えるなど、一人ひとりの人権を主軸にという行政姿勢を示されたい。</p> <p>障害者を年齢によって行政対応上差別する施策は是正することを明記されたい。</p>	<p>公共施設のバリアフリー化については、イ(ウ)「④生活環境」で記述しています。一人ひとりの人権を主軸とした行政姿勢については、「ア 現状と課題」で記述しているように、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、引き続き、総合的、計画的な施策を推進していくこととしています。</p>

(5) 同和問題

番号	意見の要旨	県の考え方
33	<p>「差別意識」を解消するために教育や啓発を推進するとしているが、意識とは心の中に存在するものだ。本来、意識していることが言動となって表に現れない限り、内心の自由は誰も侵害することは許されない。差別意識という文言は成立するのか。</p> <p>また、えせ同和行為は犯罪行為として認識すべきであり、同和問題の一部であるかのような形で取り上げるべきではない。</p>	<p>同和問題に関しては、「ア現状と課題」で記述のとおり、県民意識調査の結果等を踏まえ、引き続き、差別の解消に向けた取組を推進してまいります。なお、表現については、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」等を参考に修正します。</p> <p>また、国は、えせ同和行為を排除するための取組を同和問題の中で進めていることから、県でも同様の整理とします。</p>
34	同和問題と「共生」概念について、関連性を分かるように説明されたい。	県では、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する共生社会の実現を目指し、同和問題を含む人権課題の解決に取り組んでまいります。
35	同和問題は、社会問題としては基本的には解決している内容に整理すべきだ。	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」等を踏まえ、教育・啓発が新たな差別を生むことがないよう留意しながら、引き続き、同和問題の解決に向けた取組を推進する必要があると考えます。
36	同和問題の項は全体的に整理し、文章量の削減、または項目を削除すべきだ。	
37	人権課題の同和問題は削除すべきだ。	

(7) ハンセン病患者・元患者及びその家族

番号	意見の要旨	県の考え方
38	「ア現状と課題」において、「県として『らい予防法』に基づく一連の施策の一端を担ってきたことを踏まえて」とあるが、県として再度過ちは繰り返さないという基本姿勢を明確にした上で記述すべきだ。	<p>県では、イ「(ア) 偏見・差別解消のための啓発の実施」で記述のとおり、同じ間違いを二度と繰り返さないために、現在、偏見や差別解消に向け、語り部講演会や広報活動、交流活動への支援などに取り組んでいます。</p> <p>また、療養所が保有する歴史的建造物や文献等は、後世に伝えていくべき貴重な資料と考えておらず、同じ間違いを繰り返さないための教訓とする旨を「ア現状と課題」で記述し、保全等の取組を進めています。</p> <p>引き続き、さらなる理解の促進を図ってまいります。</p>

(8) 患者等 「HIV感染・エイズ」

番号	意見の要旨	県の考え方
39	<p>この項は「HIV感染・エイズ」に特化した内容となっている。新型コロナウイルス感染症等でも見られた「特定の疾病」患者やその治療にあたっている医師や看護師への偏見等の克服等も取り上げるべきではないか。</p> <p>人間は、自分が体験したことのないこと、理解不十分な事柄に対して排他的行動を防御反応としてとることがあることを踏まえて、記述を工夫してはどうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の特定の疾病についても、【その他の疾患等】「(ア) 正しい知識の普及・啓発」で記述しています。正しい情報を探求し、それぞれの疾患についての正しい理解と認識を深めることで、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた対策を推進してまいります。</p>

(11) ホームレス(路上生活者)

番号	意見の要旨	県の考え方
40	ホームレス(路上生活者)へ支援を行っている自治体への県の支援策も含めて施策の方向性を指針の中でも打ち出してはどうか。	県では、「イ基本的な施策の方向」で記述のとおり、ホームレスとなった人に対して、引き続き、福祉事務所等において一人ひとりの状況やニーズに応じた支援を行ってまいります。

(13) 被災者

番号	意見の要旨	県の考え方
41	被災後の支援にとどまらず、県として防災対策をどう進めていくのか記述を加えてはどうか。	指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示しするものであり、防災対策について詳しくは、県地域防災計画として作成しています。

第5章 推進体制

番号	意見の要旨	県の考え方
42	人権政策審議会の委員の専門分野などを県民に明示されたい。また、人権活動に取り組んでいる県民からの代表も選出できる体制をつくれたい。	人権政策審議会の委員は、人権問題に関する学識経験を有する者から知事が任命し、人権政策に関する重要事項について調査審議していただいている。
43	25年間における指針の政策評価は第6次指針策定後から直ちに行うことを推進体制に明示すべきだ。	指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方や施策の方向などを示すものです。 なお、指針は、社会経済情勢等の変化を考慮し、必要に応じ見直しを行うことを第2章で記述しています。